

2.3 家づくり・まちづくり対策

2.3.1 家づくり・まちづくりの基本的な考え方

世田谷区では、水害に強い家づくり・まちづくりを目指して、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」や「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置や浸水予防策について、建築主や事業者等に指導を行ってきました。

この度、さらに対策が促進されるよう、関連各課で連携し、豪雨時においても浸水被害を軽減できるようなしくみづくりを検討します。

具体的には、まず区民自らが、自分の住む地区における過去の浸水被害や河川、下水道の整備状況及び流域対策の実施状況等に関する情報を十分理解することが大切であり、そのために世田谷区としては、家づくり・まちづくり対策が促進されるよう区民や事業者等に積極的に情報提供を行います。

そして、情報提供とともに、地区の中で豪雨対策がより効果的に行われるように、地区計画や地区まちづくり計画の策定や改定にあわせて、地区の豪雨対策を改めて検討し、家づくり・まちづくりの方向性を確認しながら、水害に強い家づくり・まちづくりを目指すことを基本的な考え方とします。

2.3.2 家づくり・まちづくり対策の行動計画

(1) 浸水に関する情報の事前周知の推進

【目標】

区民が自ら住む場所の浸水実績や河川、下水道の整備状況及び流域対策の実施状況等を十分理解するとともに、その情報に基づいて浸水被害に強い家づくりを促進するために、区民や事業者等に対して必要な情報の提供及び周知を目指す。

【取組内容等】

- ①浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等の活用方法の検討及び周知を行う。
- ②河川、下水道の整備状況や流域対策の設置状況に関する情報の提供及び周知を行う。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等の点検と課題を整理し、必要に応じて見直しを行い、活用方法等を検討する。
- ①浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等を区民利用施設（出張所、まちづくりセンター、区民集会所等）に掲示するほか、水防演習や各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施する。
- ①庁内及び関係機関が連携を図り、実態に即した浸水被害状況を把握する仕組みを構築する。
- ②新たな情報提供の内容を検討し、広報やホームページ等を活用して必要な情報を提供する。

(2) 浸水被害に強い家づくりの促進

【目標】

区民自らが実施する浸水被害に強い家づくりの促進を目指す。

【取組内容等】

- ①止水板・排水ポンプ等の設置を促進することにより、地下・半地下建物における浸水対策を促進する。
- ②浸水に係わる条例・要綱等に基づいて、建物の建築時における浸水対策の啓発を行う。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①止水板・排水ポンプ等の設置方策について検討し、設置を促進する。
- ①「半地下、地下の浸水対策」等のパンフレットを東京都建築士事務所協会や指定確認審査機関等の関係団体に配付し、周知する。
- ①浸水被害の多い地域やモデル地区などを対象にして、地下、半地下における浸水被害を把握するための調査を実施し、助成の必要性や助成割合等について検討を行う。
- ②「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」等に基づいて、建物の建築時における浸水対策の啓発を行う。

(3) 地区まちづくりのしくみづくりの促進

【目標】

地区まちづくり計画等の計画策定・改定時やまちづくりに関する協定等を締結する際に、関係機関との調整のもと、浸水被害を軽減できる地区まちづくりの促進を目指す。

【取組内容等】

- ①地区まちづくり計画等の策定や改定時等において、豪雨対策に関する事項を盛り込む。
- ②過去の浸水被害を考慮し、区民が水害に備えるため、区内に土のうを適切に配備する。
- ③防災活動の一環として、区管理施設等への水防資機材の配備や「防災資機材の整備の助成」の見直しについて検討する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区まちづくり計画等の計画策定・改定時やまちづくりに関する協定等を締結する際に、浸水被害を軽減できる地区まちづくりのしくみを検討し、水害に強いまちづくりを促進する。
- ①「みどりとみずの基本計画」や「世田谷区農地保全方針」等に基づいて、緑地や農地等の保全による貯留・浸透・遊水機能の確保を促進する。
- ②区管理施設へ土のうを適切に配備するとともに、区管理施設以外への土のうや水防資機材の配備の可能性についても検討する。
- ②平成 29 年度までに、土のうステーション（区民が自由に土のうを取り出せる土のう置場）を区内の必要箇所に設置する。
- ②土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、浸水箇所や土のうステーションの近隣に PR する。
- ③「防災資機材の整備の助成」を見直すなど、水防資機材の備蓄に関する助成について検討する。
- ③防災区民組織による土のう備蓄や水防資機材の整備を推進する。

2.3.3 家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）を表 2.6 に示します。

表 2.6(1) 家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)				
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
「家づくり・まちづくり対策」の促進	浸水に関する情報の事前周知の推進	浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等の点検と課題を整理し、必要に応じて見直しを行い、活用方法等を検討		洪水ハザードマップについて地図情報等を更新し増刷				継続			
		浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等を区民利用施設(出張所、まちづくりセンター、区民集会所等)に掲示するほか、水防演習や各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施	親水概況図について地図情報等を毎年更新								
		各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施									
		出張所、まちづくりセンター、区政情報コーナーへ情報提供									
	庁内及び関係機関が連携を図り、実態に即した浸水被害状況を把握する仕組みを構築							新規			
	新たな情報提供の内容を検討し、広報やホームページ等を活用して必要な情報を提供	更新した浸水概況図、一覧表をホームページ上で公開						継続			
	浸水被害に強い家づくりの促進	止水板・排水ポンプ等の設置方策について検討し、設置を促進	道路管理課で作成した止水板、ポンプのチラシを配布						継続		
		「半地下、地下の浸水対策」等のパンフレットを東京都建築士事務所協会や指定確認審査機関等の関係団体に配付し、周知	世田谷区建築物安全安心推進協議会においてパンフレットを配布						継続		
		浸水被害の多い地域やモデル地区などを対象にして、地下、半地下における浸水被害を把握するための調査を実施し、助成の必要性や助成割合等について検討							新規		
		「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」等に基づいて、建物の建築時における浸水対策の啓発を実施	1年に30件程度の届出						継続		

表 2.6(2) 家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「家づくり・まちづくり対策」の促進	地区まちづくりのしくみの促進	地区まちづくり計画等の計画策定・改定時やまちづくりに関する協定等を締結する際に、浸水被害を軽減できる地区まちづくりのしくみを検討し、水害に強いまちづくりを促進	鎌田1丁目地区計画において「雨水流出抑制施設の促進」「1万㎡以上のオープンスペースの確保と雨水貯留機能の確保」を明記 上戸賀四丁目地区街づくりにおいて、豪雨対策を検討					継続		→
		「みどりのみずの基本計画」や「世田谷区農地保全方針」等に基づいて、緑地や農地等の保全による貯留・浸透・遊水機能の確保を促進	次大夫堀緑地の都市緑地指定を拡張	桜丘農業公園、喜多見農業公園の計画決定	烏山弁天池、経堂五丁目において特別緑地保全地区指定			継続		→
		区管理施設へ土のうを適切に配備するとともに、区管理施設以外への土のうや水防資機材の配備の可能性についても検討						継続		→
		平成29年度までに土のうステーション(区民が自由に土のうを取り出せる土のう置場)を区内の必要箇所に設置						新規		→
		土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、浸水箇所や土のうステーションの近隣にPR						新規		→
		「防災資機材の整備の助成」を見直すなど、水防資機材の備蓄に関する助成について検討						継続		→
		防災区民組織による土のう備蓄や水防資機材の整備を推進						新規		→

2.4 避難方策

2.4.1 避難方策の基本的な考え方

避難方策については、豪雨時に河川・下水道の流下・排水能力を超えて、水が溢れ出したとしても、区民の生命・身体の安全を守ることを前提として、適切な避難に必要な情報提供の充実並びに、区、区民、事業者^{※1}等地区全体としての避難誘導態勢を整備していくことを目指します。

※1 事業者：区内で店舗・会社・工場・事務所等の事業活動を行う方をさします。

2.4.2 避難方策の行動計画

(1) 情報提供の充実

【目標】

豪雨災害から、区民の生命・身体の安全を守るため、適切な避難に必要な情報提供の充実を目指す。

【取組内容等】

- ①豪雨時において、区民や事業者等に防災、避難に関する情報を確実、適切に周知する。
- ②豪雨時の避難等が適切に実施されるよう、通常時からの情報提供に努める。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①通信連絡体制（関係機関相互の連絡、指示及び伝達等）の強化を図る。
- ①雨量・河川水位情報サイト及び災害・防犯情報メール配信の表示方法、情報量、質等について検討する。
- ①河川増水時の危険性を周知するための看板等を設置するとともに、親水利用施設への立入防止策を検討する。
- ①河川の洪水・氾濫による水害等についての情報や水害状況を迅速かつ正確に把握するため、ライブカメラを増設するなど、河川情報システムを拡充する。
- ①情報発信サイト（雨量・河川水位情報サイトや災害・防犯情報メール配信サイト等）の情報入手手段について、住民等へ周知する。
- ②災害時要援護者支援事業を活用した連絡体制づくりを検討・推進する。

▼ライブカメラの設置状況(平成 21 年 10 月)



場所：野川水道橋付近

(2) 避難誘導態勢の整備・強化

【目標】

豪雨災害から、区民の生命・身体の安全を守るため、避難誘導態勢の整備・強化を目指す。

【取組内容等】

- ①避難誘導態勢の整備・強化を推進する。
- ②整備した避難誘導態勢に基づき、避難訓練を実施する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①②避難態勢（避難場所、避難経路、避難方法等）を検討、構築し、区民に周知する。
- ①②区、町会、自治会、消防団等の関係者が連携を図り、定期的に避難訓練や水防訓練を実施する。
- ①②浸水被害が想定される地区内の事業所について、自主的避難の意識向上を図るための啓発を行う。
- ①②災害時要援護者支援事業を活用した災害時要援護者の避難方策について検討する。

2.4.3 避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）を表 2.7 に示します。

表 2.7(1) 避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「避難方策」の強化	情報提供の充実	通信連絡体制(関係機関相互の連絡、指示及び伝達等)の強化	地域系防災行政無線のデジタル化を完了し、庁内、関係機関(消防・警察等)との情報連絡体制を強化		庁内における情報連絡強化のためPHSを導入予定			継続		
		雨量・河川水位情報サイト及び災害・防犯情報メール配信の表示方法、情報量、質等について検討	区ホームページに情報量(カメラ等)を追加					継続		
		河川増水時の危険性を周知するための看板等を設置するとともに、親水利用施設への立入防止策を検討			中之橋2カ所、神明橋1カ所に設置			継続		
		河川の洪水・氾濫による水害等についての情報や水害状況を迅速かつ正確に把握するため、ライブカメラを増設するなど、河川情報システムを拡充	6箇所増設(稲荷橋、次大夫橋、雁追橋、清水橋、水道橋、矢川橋)					継続		
		情報発信サイト(雨量・河川水位情報サイトや災害・防犯情報メール配信サイト等)の情報入手手段について、住民等へ周知	HPや各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施		災害時区民行動マニュアルマップ版の全戸配布を実施			継続		
		災害時要援護者の支援に関する協定締結を推進	協定締結の実施					継続		
		避難支援プラン(個別計画)の作成について検討	支援プランの検討					継続		
		災害時要援護者支援事業を活用した連絡体制づくりを検討・推進						継続		

表 2.7(2) 避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「避難方策」の強化	避難誘導態勢の整備・強化	避難態勢(避難場所、避難経路、避難方法等)を検討、構築し、区民に周知				鎌田地区で検討		継続		→
		区、町会、自治会、消防団等の関係者が連携を図り、定期的に避難訓練や水防訓練を実施	定期的な水防訓練の実施					継続		→
		浸水被害が想定される地区内の事業所について、自主的避難の意識向上を図るための啓発を実施						継続		→
		災害時要援護者支援事業を活用した災害時要援護者の避難方策について検討						継続		→

3. モデル地区の行動計画

モデル地区では、豪雨対策の効果の早期発現を目指します。このため、区内全域で取り組む行動計画に加えて、流域対策の基準の強化や家づくり・まちづくり対策、避難方策等における地域特性を踏まえた取組を積極的に推進します。

ここでは、モデル地区における基準の強化内容や取組の内容を示します。

3.1 用賀3、4丁目・上用賀地区

用賀3、4丁目・上用賀地区の位置図を図3.1に示します。

図3.1 用賀3、4丁目・上用賀地区の位置図



- 【用賀3,4丁目・上用賀地区におけるこれまでの取り組み】**
- 京西小学校において、流域対策（貯留）を実施済み（739.7 m³）
 - 心身障害者休養ホーム「ひまわり荘」において平成25年度中に流域対策を実施

3.1.1 用賀3、4丁目・上用賀地区の行動計画

(1) 河川・下水道の整備

【目標】

概ね時間 50 ミリ相当の降雨に対応することを目指して、既存の区管理水路等の整備を推進するとともに、河川整備及び下水道雨水管の整備を進める。

【取組内容等】

- ①地区の水害に対する安全度を高めるために、下水道雨水管（暫定貯留管）の整備について、都と連携・調整を図る。
- ②当該地区下流の谷沢川の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ③区管理水路や在来雨水管による流下能力を向上するため、必要に応じて増補管やバイパス管等を整備する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①当該地区内には、暫定貯留管として、谷沢川雨水幹線と枝線（φ300mm～φ2,400mm）の一部が整備されているが、さらに地区の水害に対する安全度を高めるため、浸水被害が多い箇所を中心に、下水道雨水管（暫定貯留管）の整備について、都と連携・調整を図る。
- ②当該地区の下流に位置する谷沢川は時間 50 ミリ相当の降雨に対応できていないことから、当該地区下流の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ③当該地区では、区が管理する既存の区管理水路等によって雨水排水が行われている。これらの既存水路においては、時間 30 ミリ相当の排水能力がない箇所が存在する。このことから、近年、浸水被害が多く発生している箇所の浸水を軽減するため、既存の区管理水路等について、必要に応じて増補管やバイパス管等の整備を検討し、実施する。

(2) 流域対策

1) 教育施設（小学校・中学校）における流域対策の強化

【目標】

区が管理する教育施設における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成 29 年度までに 1,900 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①区が管理する教育施設の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する教育施設は 3 校存在する。このうち、京西小学校については、現在、改築工事を進めていることから、この工事にあわせて、平成 23 年度までに単位対策量 1,000 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①平成 29 年度までに、用賀小学校、用賀中学校のどちらか 1 校について、単位対策量 1,000 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

表 3.1 地区内で区が管理する教育施設の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
京西小学校	7,300	1,000	730	流域対策実施済み(739.7m ³)
用賀小学校	12,000	1,000	1,200	H29年度までに1箇所実施
用賀中学校	16,000	1,000	1,600	
計	28,000	—	2,800	—

■：流域対策実施済み

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

2) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する公園における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成29年度までに250 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①区が管理する公園（敷地面積1,000m²以上）の単位対策量を、600 m³/ha以上から1,000 m³/ha以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する公園・広場等は13箇所存在する。このうち、上用賀三丁目公園については、平成29年度までに、単位対策量1,000 m³/ha以上の雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①平成29年度までに、上用賀三丁目公園以外の公園・広場等において、約120 m³以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

表 3.2 地区内で区が管理する公園・広場等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
上用賀三丁目公園	1,280	1,000	130	H29年度までに流域対策を実施
上用賀四丁目公園	230	600	10	
上用賀五丁目公園	210	600	10	
天神公園	540	600	30	
用賀公園	530	600	30	
用賀くすのき公園	690	600	40	
用賀三丁目公園	210	600	10	
大蔵一丁目公園	440	600	30	
馬事公苑緑地	680・540	600	70	
上用賀一丁目第一広場	360	600	20	
上用賀一丁目第二広場	280	600	20	
上用賀六丁目広場	780	600	50	
上用賀3-8遊び場	580	600	30	
計	2,500	—	480	—

※公園の流域対策量としては敷地面積全域を見込んだ値である

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

3) 事業所、住宅等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する事業所・住宅等における流域対策を推進することにより、平成 29 年度までに 220 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①事業所、住宅等において、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

①地区内で区が管理する事業所、住宅等の改築時において、平成 29 年度までに、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置し、220 m³以上の流域対策を実施する。

表 3.3 地区内で区が管理する事業所、住宅等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
エコプラザ用賀	2,750	600	170	H29年度までに220m ³ 以上の流域対策を実施
上用賀児童館	1,200	600	70	
上用賀四丁目アパート	3,150	600	190	
上用賀保育園	1,010	600	60	
心身障害者休養ホーム「ひまわり荘」	950	600	60	
デイ・ホーム上用賀	3,640	600	220	
ふじみ保育園	1,300	600	80	
用賀ふれあいルーム	520	600	30	
老人休養ホーム「ふじみ荘」	3,170	600	190	
計	17,690	—	1,070	

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

4) 道路における流域対策の強化

【目標】

区が管理する道路における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成 29 年度までに 1,200 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①区が管理する道路の単位対策量を 600 m³/ha 以上に強化して雨水貯留浸透施設を設置する。(従前は 500 m³/ha 以上)

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

①地区内には、約 260,000m²の区道が存在する。これらの区道について、道路の劣化や浸水被害の発生状況等を考慮して、平成 29 年度までに 1,200 m³以上の雨水貯留浸透施設を計画的に設置する。

①世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を見直し、単位対策量を 600 m³/ha 以

上に強化して流域対策を促進する。

5) 国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化

【目標】

砧公園における単位対策量を強化するとともに、国、都、公共公益機関の管理施設への流域対策を促進し、平成29年度までに5,000 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ① 砧公園の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ② 国、都、公共公益機関の管理施設において、雨水貯留浸透施設の設置の促進を要請する。
- ③ 首都高速道路からの排水を抑制するため、雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

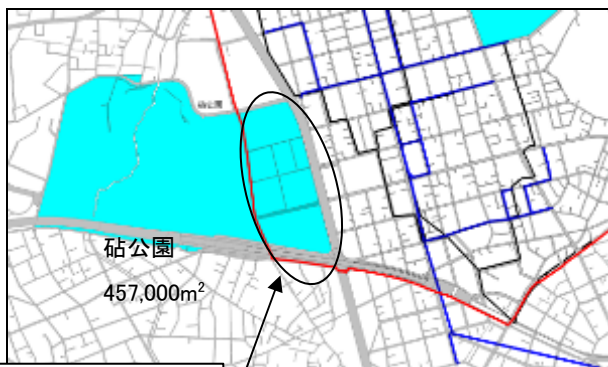
- ① 都が管理する砧公園は敷地面積が広く、雨水貯留浸透施設を設置するスペースが多く存在する。また、砧公園からの雨水の流出を抑制することにより、豪雨時における谷沢川への流入量の減少が期待出来る。このことから、砧公園における単位対策量を 1,000 m³/ha に強化して雨水貯留浸透施設の設置を都へ要請する。
- ② 国家公務員宿舎、都営・都民住宅及び公社等*の改築にあわせて、単位対策量に基づく雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ③ 用賀3、4丁目・上用賀地区の南側には、首都高速道路が存在し、首都高速道路からの排水は、谷沢川沿いに存在する雨水ますを通して谷沢川へ排水されている。このことから、単位対策量に基づく雨水貯留浸透施設の設置を高速道路管理者に要請する。

表3.4 地区内の国家公務員宿舎、都営・都民住宅及び公社等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能対策量 (m ³)
国家公務員宿舎	33,101	600	1,990
都営、都民住宅	20,787	600	1,250
公社	3,142	600	190
計	57,030	—	3,430

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

▼地区内の砧公園位置と対象面積



▼首都高速道路の雨水排水設備(平成21年10月)



場所: 田中橋付近

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

6) 民間施設における流域対策の強化

【目標】

民間施設における流域対策を強化するため、民間公園や既存住宅への雨水貯留浸透施設の設置を促進し、平成 29 年度までに 4,300 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①民間公園（敷地面積 3,000m²以上）の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設の設置について協力を求める。
- ②既存住宅における雨水貯留浸透施設（雨水タンクを含む）の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①民間公園（敷地面積 3,000m²以上）における単位対策量を 1,000 m³/ha に強化して、雨水貯留浸透施設の設置について協力を求める。
- ②用賀 3、4 丁目・上用賀地区には独立住宅が約 2,000 棟存在する。その敷地面積は地区の民間敷地面積の約 4 割を占めるため、既存住宅への雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ③既存住宅における雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、助成制度の説明やパンフレットの配付等による P R を行う。

表 3.5 地区内の既存住宅の敷地面積規模別棟数、面積及び単位対策量に基づく対策量

敷地面積規模	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)
100m ² 未満	50,240	300	1,510
100m ² 以上150m ² 未満	65,326	300	1,960
150m ² 以上200m ² 未満	58,872	300	1,770
200m ² 以上250m ² 未満	48,380	300	1,450
250m ² 以上500m ² 未満	58,434	300	1,750
500m ² 以上1,000m ² 未満	17,100	600	1,030
1,000m ² 以上	15,148	600	910
計	313,500	—	10,380

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

(3) 家づくり・まちづくり対策

【目標】

浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を目指す。

【取組内容等】

- ①家づくり対策を促進するため、止水板等の設置促進方策や建物の耐水化等のパンフレットにより、PR を実施する。
- ②地区街づくり計画策定・改定時において、豪雨対策に関する事項を盛り込むことについて地区住民と十分協議・調整を行い、浸水に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③土のうや水防資機材等の配備について検討する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区民自らが行う浸水被害に強い家づくり対策を促進するため、止水板の設置促進方策を検討する。
- ①地下・半地下の建物における浸水対策としては、止水板の設置だけでなく、家庭のごみ収集袋やプランターを用いた簡易水防工法により、地下・半地下への雨水の進入を抑制することが可能である。区では、浸水被害を軽減するための方法を示したパンフレットを作成しており、今後は、このパンフレットを出張所、まちづくりセンター、集会場等の区民利用施設に掲示し、区民の方々へ周知する。
- ①建築物の新築や改築時において、高床式の構造や敷地の周りを塀で囲む等の建物の耐水化が図られるように、チラシ、パンフレット等による周知を行う。
- ①地下・半地下建物の実態調査を実施する。
- ②地区街づくり計画に、雨水貯留浸透施設の設置や雨水タンクの設置等の豪雨対策内容を盛り込むことについて、地区住民と協議・調整を行い、浸水に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③区内には 8 箇所の水防倉庫があるが、用賀 3、4 丁目・上用賀地区の近隣には、水防倉庫がなく、ゲリラ豪雨発生時には、土のうを配る前に浸水被害が発生する可能性がある。そのため、区管理施設やそれ以外の施設への土のうや水防資機材の配備について検討する。
- ③地区内の方々に土のうの配備箇所を周知するため、ホームページで公開するとともに、区民利用施設等に配備箇所図を掲示する。

▼簡易水防工法を示したパンフレット



出典：「半地下、地下の浸水対策」

パンフレット(平成 21 年 2 月)世田谷区

(4) 避難方策

【目標】

豪雨から区民の生命・身体の安全を守るため、適切な情報提供や定期的な避難訓練を実施し、区民自らが生命・身体の安全を守れるようなしくみの構築を目指す。

【取組内容等】

- ①地下を有する建物の所有者や管理者及び利用者に対して、適切な情報提供を行う。
- ②浸水発生時を想定した水防訓練を実施する。

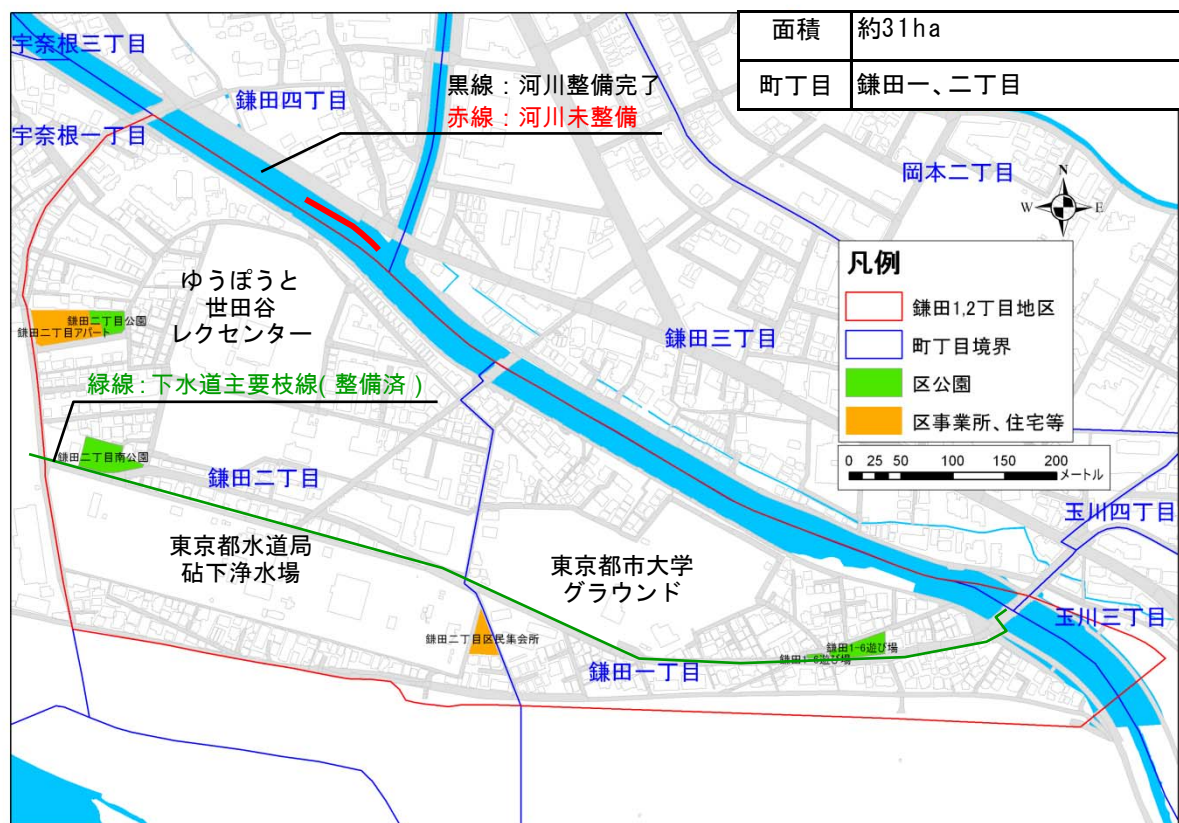
【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①豪雨時における地下室の危険性の認識を高めるため、地下を有する建物の所有者や管理者に対して、広報紙やパンフレット等により危険性を周知する。
- ①区民に対して豪雨についての適切な情報を発信するため、災害・防犯情報メールへの登録を促進する。
- ②浸水発生時における区民自らの避難の方法や浸水対策などについてPRや講習会を実施する。

3.2 鎌田 1、2 丁目地区

鎌田 1、2 丁目地区の位置図を図 3.2 に示します。

図 3.2 鎌田 1、2 丁目地区の位置図



【鎌田 1,2 丁目地区におけるこれまでの取り組み】

- 野川最下流（野川と仙川の合流点より下流）における河川整備が完了
- 下水道雨水管の整備が進展
- 鎌田地区地区計画及び鎌田地区地区街づくり計画の策定
- 鎌田 1・2 丁目における水害時避難行動マップを平成 25 年度に検討

3.2.1 鎌田 1、2 丁目地区の行動計画

(1) 河川・下水道の整備

【目標】

野川、仙川の河川整備や下水道雨水管の整備を進める。

【取組内容等】

- ①野川、仙川の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ③野川沿いに設置されている雨水排水用ポンプ施設の下水道雨水管整備後の活用方法について、都と調整を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①未整備となっている仙川合流箇所での河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②現在実施中の下水道雨水管の面整備を着実に推進するために、都と連携・調整を図る。
- ③鎌田 1、2 丁目地区は地盤が低いため、野川沿いに雨水排水のためのポンプ施設が設置されている。これらのポンプ施設について、下水道雨水管の整備終了後の活用方法について、都と調整を図る。

▼70号ポンプ施設(H21年10月)



場所: 鎌田二丁目地先

▼71号ポンプ施設(H21年10月)



場所: 鎌田一丁目地先

▼72号ポンプ施設(H21年12月)



場所: 鎌田一丁目地先

▼73号ポンプ施設(H21年10月)



場所: 鎌田一丁目地先

(2) 流域対策

1) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する公園・広場等における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成 29 年度までに 100 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①区が管理する公園（敷地面積 1,000m²以上）の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する公園・広場等※は 3 箇所存在する。このうち、鎌田二丁目南公園については、平成 29 年度までに、単位対策量 1,000 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

表 3.6 地区内で区が管理する公園・広場等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
鎌田二丁目公園	624	600	40	—
鎌田二丁目南公園	1,002	1,000	100	H29年度までに流域対策を実施
鎌田1-6遊び場	847	600	50	—
計	2,473	—	190	—

※公園の流域対策量としては敷地面積全域を見込んだ値である

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

2) 事業所、住宅等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する事業所・住宅等における流域対策を推進することにより、平成 29 年度までに 110 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①区が管理する事業所・住宅等の単位対策量を 600 m³/ha 以上として、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する事業所、住宅等※の改築時において、平成 29 年度までに、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置し、110 m³以上の流域対策を実施する。

表 3.7 地区内で区が管理する事業所、住宅等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
鎌田二丁目アパート	1,826	600	110	H29年度までに110m ³ 以上の流域対策を実施
鎌田二丁目区民集会所	638	600	38	
計	2,464	—	148	—

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

3) 道路における流域対策の強化

【目標】

区が管理する道路における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成 29 年度までに 1,000 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①区が管理する道路の単位対策量を、600 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。（従前は 500 m³/ha 以上）

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内には、約 30,000m²の区道が存在する。現在、地区内では、下水道雨水管の整備が進んでいることから、下水道雨水管の整備にあわせて、道路に雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装の整備を進める。
- ①世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を見直し、単位対策量を 600 m³/ha 以上に強化して流域対策を促進する。

4) 既存住宅における流域対策の強化

【目標】

既存住宅における流域対策を促進することにより、平成 29 年度までに 1,500 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①既存住宅における雨水貯留浸透施設（雨水タンクを含む）の設置を促進する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①鎌田 1、2 丁目地区では、下水道雨水管工事が予定されているため、この工事に合わせて、既存住宅^{*}への雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

表 3.8 地区内の既存住宅の敷地面積規模別棟数、面積及び単位対策量に基づく対策量

敷地面積規模	敷地面積 (m ²)	単位対策 量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)
100m ² 未満	14,236	300	430
100m ² 以上150m ² 未満	14,618	300	440
150m ² 以上200m ² 未満	9,660	300	290
200m ² 以上250m ² 未満	7,285	300	220
250m ² 以上500m ² 未満	5,691	300	170
500m ² 以上1,000m ² 未満	0	600	0
1,000m ² 以上	0	600	0
計	51,490	—	1,550

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

(3) 家づくり・まちづくり対策

【目標】

浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を目指す。

【取組内容等】

- ①地区計画を活用した家づくり・まちづくり対策を推進する。
- ②土のうや水防資機材等の配備について検討する。
- ③地下・半地下建物における浸水対策を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区計画を活用し、水害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を図る。
- ②区内には8箇所の水防倉庫があるが、鎌田1、2丁目地区の近隣には、水防倉庫がなく、ゲリラ豪雨発生時には、土のうを配る前に浸水被害が発生する可能性がある。そのため、区管理施設やそれ以外の施設への土のうや水防資機材の配備について検討する。
- ②地区内の方々に土のうの配備箇所を周知するため、ホームページで公開するとともに、区民利用施設等に配備箇所図を掲示する。
- ③地下・半地下建物の実態調査を実施する。

▼健康保険二子玉川園スポーツセンターの晴天時における状況(H21年12月)

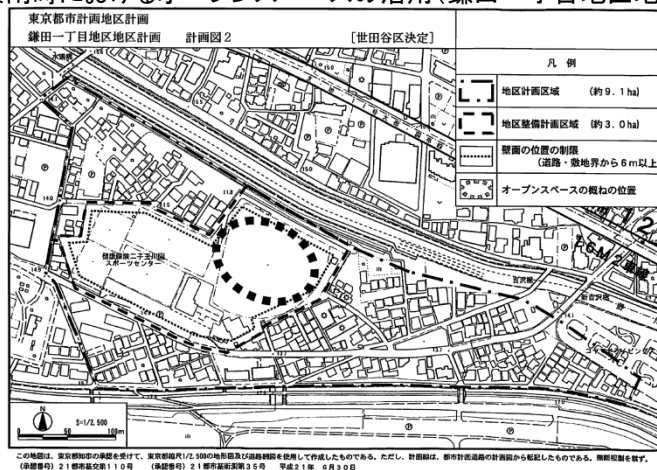


▼健康保険二子玉川園スポーツセンターの洪水時における貯留状況(H17年9月)



場所：鎌田一丁目地先

▼豪雨時におけるオープンスペースの活用(鎌田一丁目地区地区計画)



(4) 避難方策

【目標】

豪雨から区民の生命・身体の安全を守るため、適切な情報提供や避難誘導態勢の整備を行うとともに、避難誘導態勢に基づく避難訓練を定期的実施し、区民自らが生命・身体の安全を守れるようなしくみの構築を目指す。

【取組内容等】

- ①豪雨発生時に適切な情報提供を行う。
- ②浸水発生時において、具体的な避難がイメージ出来るような、水害時避難行動マップ等を周知する。
- ③豪雨時において、迅速な避難が行えるよう、地区住民とともに避難誘導態勢を検討する。
- ④災害時要援護者が迅速に避難できるような避難・誘導方策について検討する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①エフエム世田谷を活用して、避難時に必要となる情報の提供を行う。
- ②水害に対する備えについて、パンフレット等により周知する。
- ③豪雨発生時における適切な避難誘導態勢の整備のために検討の場を設けるとともに、地区住民と連携を図りながら避難誘導態勢を検討、整備する。
- ④整備した避難誘導態勢に基づいて、定期的な避難訓練を行う。
- ④豪雨時の避難活動が適切に行われるよう、地区内の防災区民組織等を活用した避難訓練や水防訓練を実施する。
- ④災害時要援護者の安全な避難を目指して、災害時要援護者の支援に関する協定書に基づく助けあい活動を実施する。
- ④大学等の施設や近隣マンションの共用部分等を、避難場所として活用するため、管理者との避難に関する協定締結を推進する。

3.3 上馬・弦巻地区

上馬・弦巻地区の位置図及び浸水被害箇所を図 3.3、図 3.4 に示します。

図 3.3 上馬・弦巻地区の位置図

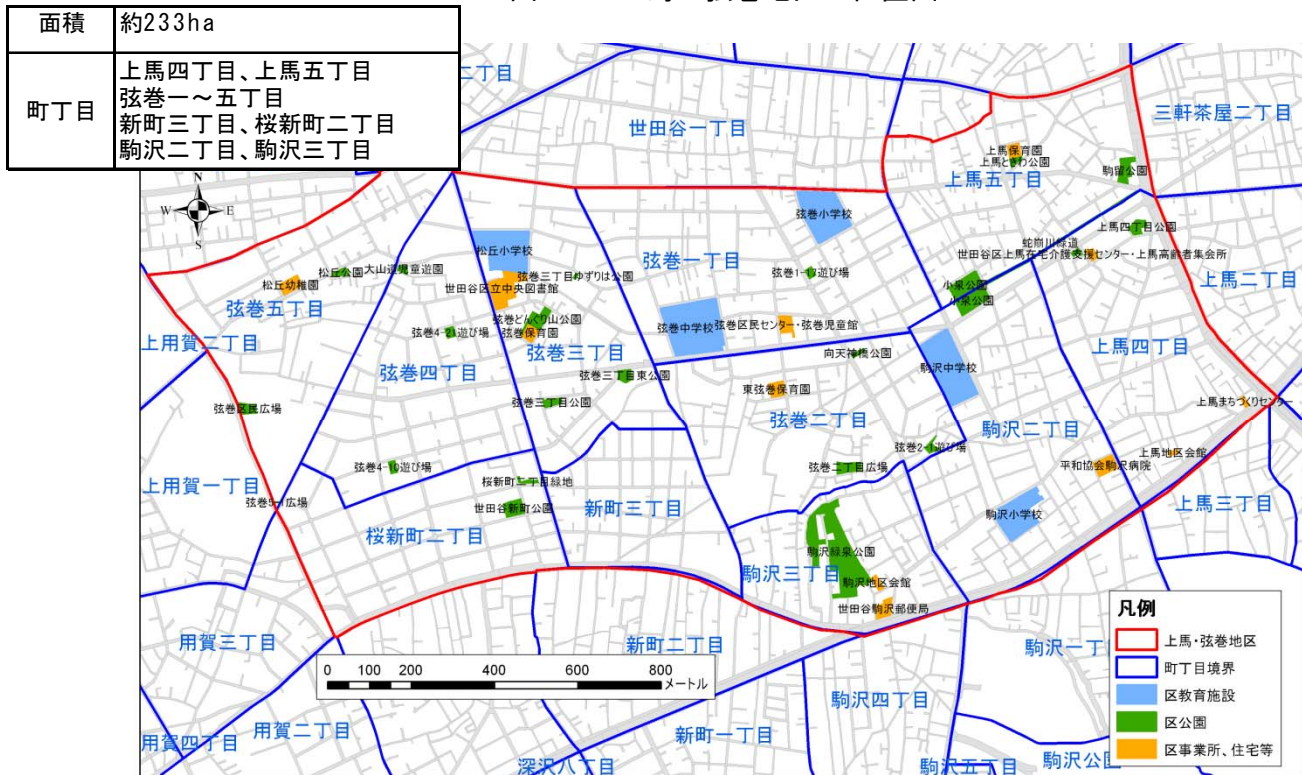
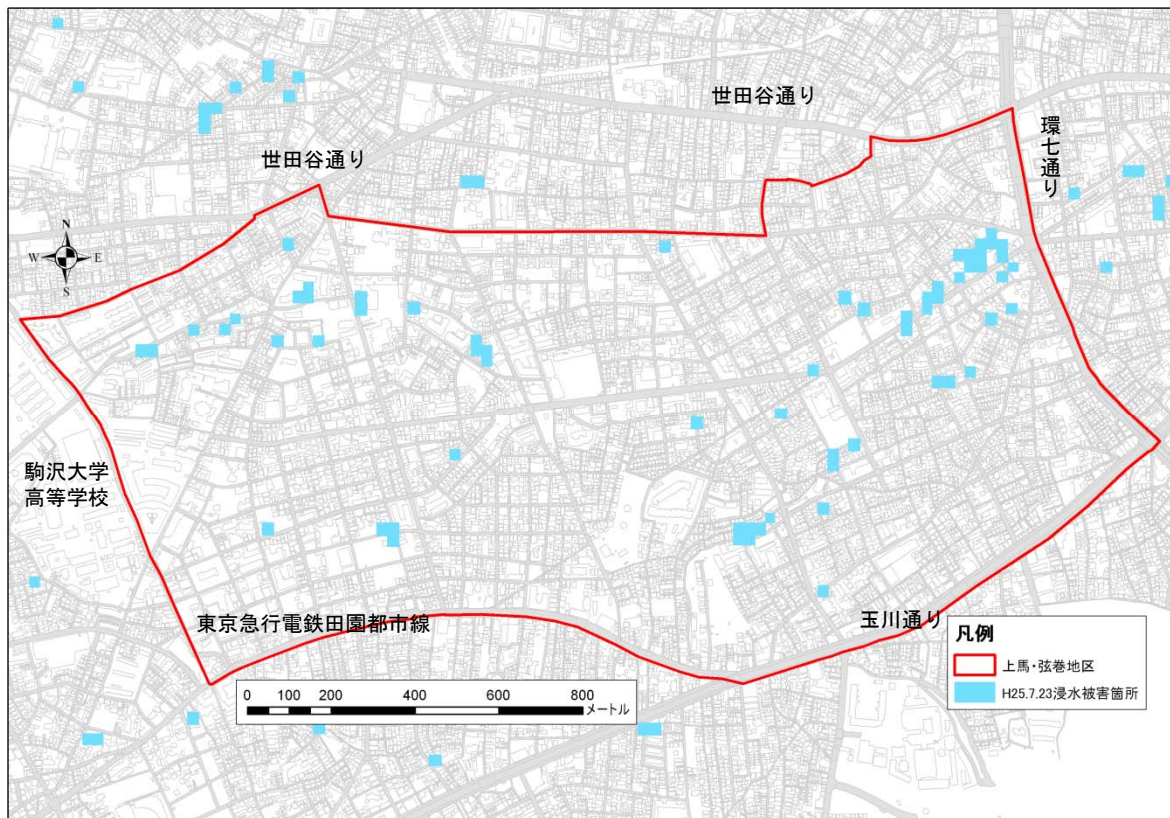


図 3.4 上馬・弦巻地区の浸水被害箇所（H25.7.23）



3.3.1 上馬・弦巻地区の行動計画

(1) 河川・下水道の整備

【目標】

豪雨時における浸水被害を低減するため、下水道管（合流方式）の整備を推進する。

【取組内容等】

- ①地区の水害に対する安全度を高めるために、蛇崩川幹線の増強施設整備について、都と連携・調整を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①当該地区内は、蛇崩川幹線沿いに浸水被害が多いことから、「東京都下水事業経営計画 2013」に位置付けられている蛇崩川幹線の増強施設の早期整備を目指して、都と連携・調整を図る。

(2) 流域対策

1) 教育施設（小学校・中学校）における流域対策の強化

【目標】

区が管理する教育施設における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する教育施設の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する教育施設は 5 校存在する。単位対策量を 1,000 m³/ha に強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 6,000 m³の流域対策が可能となる。

表 3.9 地区内で区が管理する教育施設の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
駒沢小学校	7,966	1,000	800	27m ³ 実施
駒沢中学校	12,824	1,000	1,280	44m ³ 実施
弦巻小学校	10,633	1,000	1,060	93m ³ 実施
弦巻中学校	16,003	1,000	1,600	132m ³ 実施
松丘小学校	10,752	1,000	1,080	288m ³ 実施
合計	58,762	-	5,820	-

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

2) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する公園における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する公園（敷地面積 1,000m²以上）の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する公園・広場等は 22 箇所存在する。単位対策量を強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 3,200 m³の流域対策が可能となる。

表 3.10 地区内で区が管理する公園・広場等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
上馬ときわ公園	429	600	30	-
上馬四丁目公園	1,042	1,000	100	-
小泉公園	5,530	1,000	550	-
駒留公園	1,738	1,000	170	-
弦巻どんぐり山公園	1,733	1,000	170	27m ³ 実施
弦巻三丁目公園	722	600	40	-
弦巻三丁目東公園	877	600	50	13m ³ 実施
弦巻三丁目ゆずりは公園	101	600	10	-
松丘公園	542	600	30	-
向天神橋公園	290	600	20	-
駒沢緑泉公園	14,527	1,000	1,450	178m ³ 実施
桜新町二丁目緑地	377	600	20	-
大山道児童遊園	379	600	20	-
上馬パンダ広場	305	600	20	-
弦巻区民広場	915	600	50	-
弦巻二丁目広場	1,376	1,000	140	-
弦巻1-17遊び場	443	600	30	-
弦巻2-1遊び場	572	600	30	5m ³ 実施
弦巻4-10遊び場	513	600	30	33m ³ 実施
弦巻4-21遊び場	551	600	30	-
弦巻5-1広場	35	600	0	-
世田谷新町公園	1,615	1,000	160	34m ³ 実施
計	34,612	-	3,150	-

※公園の流域対策量としては敷地面積全域を見込んだ値である

■：流域対策実施済み

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

3) 事業所、住宅等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する事業所・住宅等における流域対策をさらに推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する事業所・住宅等の単位対策量を 600 m³/ha 以上として、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する事業所、住宅等は 10 箇所存在する。流域対策を推進して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 800 m³の流域対策が可能となる。

表 3.11 地区内で区が管理する事業所、住宅等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
上馬保育園	1060	600	60	8m ³ 実施
上馬地区会館	277	600	20	-
上馬まちづくりセンター	361	600	20	-
駒沢地区会館	668	600	40	-
世田谷区立中央図書館	4,900	600	290	-
世田谷区上馬在宅介護支援センター	612	600	40	-
弦巻保育園	1,162	600	70	1m ³ 実施
弦巻区民センター・弦巻児童館	1,494	600	90	-
東弦巻保育園	1,312	600	80	-
松丘幼稚園	1,597	600	100	-
計	13,443	-	810	-

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

4) 道路における流域対策の強化

【目標】

区が管理する道路における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する道路の単位対策量を、600 m³/ha 以上に強化して雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内には、約 348,000 m²の区道が存在する。単位対策量を 600 m³/ha に強化して、全路線に雨水貯留浸透施設を設置すると、約 21,000 m³の流域対策が可能となる。

5) 国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化

【目標】

国、都、公共公益機関による事業を推進するため、教育施設、公園及び道路の単位対策量を強化するとともに、国、都、公共公益機関の管理施設への流域対策を促進し、流域対策をさらに推進する。

【取組内容等】

- ①国、都、公共公益機関の管理施設において、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①国や都、公共公益機関等の改築等にあわせて、単位対策量に基づく雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

表 3.12 地区内国、都、公共公益機関等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
世田谷警察署若林交番	50	600	10	-
コドモの園幼稚園	1,022	600	60	-
さくら幼稚園	503	600	30	-
つるまき幼稚園	1,809	600	110	-
東京育成園(児童福祉施設)	4,698	600	280	-
世田谷駒沢二郵便局	1,179	600	70	-
世田谷弦巻郵便局	126	600	10	-
計	9,387	-	570	-

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

6) 民間施設における流域対策の強化

【目標】

民間施設における流域対策を強化するため、P Rや助成制度の見直しなどにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【取組内容等】

- ① P R活動や助成制度の見直しなどにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
② 既存住宅における雨水貯留浸透施設（雨水タンクを含む）の設置を促進する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ① 「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」に基づく雨水浸透施設の設置助成内容や区提案型協働事業を活用したP Rを実施し、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
② 「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」を見直すことにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
② 既存住宅や駐車場等における雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、助成制度の説明やパンフレットの配付等によるP Rを行う。

表 3.13 地区内の既存住宅の敷地面積規模別棟数、面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m^2)	単位対策量 (m^3/ha)	実施可能 対策量 (m^3)
100 m^2 未満	168,457	300	5,050
100 m^2 以上150 m^2 未満	222,101	300	6,660
150 m^2 以上200 m^2 未満	198,233	300	5,950
200 m^2 以上250 m^2 未満	148,375	300	4,450
250 m^2 以上500 m^2 未満	331,842	300	9,960
500 m^2 以上1,000 m^2 未満	206,955	600	12,420
1,000 m^2 以上	457,245	600	27,430
計	1,733,208	-	71,920

出典：「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

(3) 家づくり・まちづくり対策

【目標】

浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を目指す。

【取組内容等】

- ①家づくり対策を促進するため、止水板等の設置促進方策や建物の耐水化等のパンフレットにより、浸水対策等のPRを実施する。
- ②地区街づくり計画策定・改定時において、豪雨対策に関する事項を盛り込むことについて地区住民と十分協議・調整を行い、浸水被害に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③土のうや水防資機材等の配備について検討する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区民自らが行う浸水被害に強い家づくり対策を促進するため、止水板の設置促進方策を検討する。
- ①地下・半地下の建物における浸水対策としては、止水板の設置だけでなく、家庭のごみ収集袋やプランターを用いた簡易水防工法により、地下・半地下への雨水の進入を抑制することが可能である。区では、浸水被害を軽減するための方法を示したパンフレットを作成しており、今後は、このパンフレットを出張所、まちづくりセンター、集会場等の区民利用施設に配布し、区民の方々へ周知する。
- ①建築物の新築や改築時において、高床式の構造や敷地の周りを塀で囲む等の建物の耐水化が図られるように、チラシ、パンフレット等による周知を行う。
- ①地下・半地下建物の実態調査を実施する。
- ②地区街づくり計画に、雨水貯留浸透施設の設置や雨水タンクの設置等の豪雨対策内容を盛り込むことについて、地区住民と協議・調整を行い、浸水に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③ゲリラ豪雨発生時には、土のうを配る前に浸水被害が発生する可能性がある。そのため、区管理施設やそれ以外の施設への土のうや水防資機材の配備について検討する。
- ③土のうステーション(区民が自由に土のうを取り出せる土のう置場)を地区内に設置する。
- ③土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、地区内の浸水箇所や土のうステーションの近隣にPRする。

(4) 避難方策

【目標】

豪雨から区民の生命・身体を守るため、適切な情報提供や避難誘導態勢の整備を行うとともに、避難誘導態勢に基づく避難訓練を定期的実施し、区民自らが生命・身体の安全を守れるようなしくみの構築を目指す。

【取組内容等】

- ①豪雨発生時に適切な情報提供を行う。
- ②豪雨時において、迅速な避難が行えるよう、地区住民とともに避難誘導態勢を検討する。
- ③災害時要援護者が迅速に避難できるような避難・誘導方策について検討する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①エフエム世田谷を活用して、避難時に必要となる情報の提供を行う。
- ②水害に対する備えについて、パンフレット等により周知する。
- ②豪雨発生時における適切な避難誘導態勢の整備のために、適切な誘導指針づくりや検討の場を設けるとともに、地区住民と連携を図りながら避難誘導態勢を検討、整備する。
- ③災害時要援護者の安全な避難を目指して、災害時要援護者の支援に関する協定書に基づく助けあい活動を実施する。
- ③大学等の施設や近隣マンションの共用部分等を、避難場所として活用するため、管理者との避難に関する協定締結を推進する。